

淡路市営住宅入居者募集のご案内

10月3日から現在空室となっている市営住宅（裏面）について入居募集を行います

【住宅の種類】

市営住宅……………低額所得者向けの住宅 裏面 A の表をご覧ください
特定公共賃貸住宅……………中堅所得者向けの住宅 裏面 B をご覧ください

【入居申込資格】

入居申込みをできるのは、以下の入居資格条件の全てを満たしている方です。

1 市営住宅の入居資格

- (1) 同居親族があり、入居の際は同時に入居できること（内縁関係にある者、婚約者及びパートナーシップの関係にある者を含みます。）。
- (2) 現に住宅に困っていることが明らかなこと（原則として公営住宅に住んでいる方、持ち家がある方などは申込みできません。）。
- (3) 法律で定める世帯の所得月額（※1）が158,000円以下であること。
裁量階層世帯（※2）は214,000円以下とします。
- (4) 市税の滞納のないこと。
- (5) 以下の条件を満たす、連帯保証人を2人立てられること。
 - ア 市内に居住する者であること（市営住宅入居者を除く。）。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
 - イ 独立の生計を営んでいること。
 - ウ 市税を滞納していないこと。
- (6) 本人及び同居者が暴力団員でないこと。

2 特定公共賃貸住宅の入居資格

- (1) 同居親族があり、入居の際は同時に入居できること（内縁関係にある者、婚約者及びパートナーシップの関係にある者を含みます。）。
ただし、山田団地B棟の単身入居可能住宅は除く。
- (2) 自ら居住するために住宅を必要とする方（持ち家がある方は申込みできません。）
- (3) 法律で定める世帯の所得月額（※1）が158,000円以上487,000円以下であること。
- (4) 以下の条件を満たす、連帯保証人を2人立てられること。
 - ア 市内に居住する者であること（市営住宅入居者を除く。）。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
 - イ 独立の生計を営んでいること。
 - ウ 市税等を滞納していないこと。
- (5) 本人及び同居者が暴力団員でないこと。

3 単身者の入居資格

次の(1)～(10)のいずれかに該当する方で、上記1の(2)～(6)の条件を満たす単身の方は入居申込みをすることができます。ただし、申込みできる団地が限られます。

- (1) 申込時点で満60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳（A～B2）の交付を受けた方
- (3) 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に該当する方
- (4) 原爆被爆者救護法による厚生労働大臣の認定を受けている方
- (5) 生活保護を受けている方、又は中国残留邦人等で支援給付等を受けている方
- (6) 海外からの引揚者で日本に引揚げた日から5年未満の方
- (7) ハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者暴力防止等法に規定する一時保護者等
- (9) 特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で18歳以上である者その他これに類する者として市長が別に定める方
- (10) 犯罪被害者等基本法に該当する犯罪等により、現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となった方

※1 法律で定める世帯の所得月額とは？

{(入居者・同居親族の合計所得)－公営住宅法で定める控除額}÷12

所得とは？

- ・給与所得、事業所得、雑所得（公的年金等）、不動産所得等で、譲渡所得等の一時的な所得を除きます（詳しくは公営住宅法等で定められています。）。
- ・給与所得は、収入ではなく、給与所得控除後の金額です。
- ・給与には、パート収入やアルバイト収入等も含まれます。
- ・公的年金等に係る雑所得も、収入ではなく控除後の金額です。

公営住宅法で定める控除額とは？

同居親族又は扶養親族	1人につき38万円
特定扶養親族 （満16歳以上満23歳未満の扶養親族）	1人につき25万円
老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	1人につき10万円
特別障害者	1人につき40万円
障害者	1人につき27万円
寡婦	27万円 （その者の所得金額が27万円未満である場合はその金額）
ひとり親	35万円 （その者の所得金額が35万円未満である場合はその金額）
給与所得者又は公的年金所得者	1人につき10万円 （その者の所得金額が10万円未満である場合はその金額）

※2 裁量階層世帯とは？

次のいずれかに該当する世帯です。

- ・入居申込者が満60歳以上で、かつ、同居親族のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満である世帯
- ・1～4級の身体障害者手帳、1～2級の精神障害者保健福祉手帳、「A」又は「B1」の療育手帳所持者の方がいる世帯
- ・戦傷病者手帳の交付を受け、障害程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に該当する方がいる世帯
- ・原爆被爆者救護法による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- ・海外からの引揚者で日本に引揚げた日から5年未満の方がいる世帯
- ・ハンセン病療養所入所者等の方がいる世帯
- ・特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で18歳以上である者その他これに類する者として市長が別に定める方がいる世帯
- ・犯罪被害者等基本法に該当する犯罪等により、現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となった方がいる世帯
- ・中学校修了前（16歳未満）の方がいる世帯
- ・夫婦の年齢の合計が80歳未満で、入籍後2年以内の世帯（内縁・婚約関係含む）

【受付期間・申込先】

令和7年10月3日（金）～令和7年10月15日（水）まで（8時30分～17時15分まで）

※ 土・日・祝日は受付できません。

申込窓口は淡路市役所都市計画課ですので、同課まで申込書に裏面の提出書類を添えてお申し込みください。

（このチラシは、不要になりましたら、その他紙類（雑がみ）としてリサイクルしてください。）

A【市営住宅の募集】

住 宅 名	所 在 地	建設年度	規 格	面積(m)	家 賃	入居人数	備考	地域
塩田団地F-2号室	下司1204番地1	平成9年度	3 L D K	74.9	18,000～35,500	3人以上		津名
石畑団地1号棟152号室	志筑740番地1	昭和48年度	3 K	47.5	8,900～17,600	単身可		津名
石畑団地2号棟244号室	志筑740番地1	昭和49年度	3 K	47.5	9,100～17,900	単身可		津名
田井団地B棟105号室	志筑1494番地1	平成8年度	1 K	33.4	9,800～19,300	単身可	EV	津名
田井団地C棟501号室	志筑1494番地1	平成9年度	2 D K	53.1	15,700～30,800		EV	津名
ヴィラ長沢5号室	長澤32番地4	平成7年度	3 L D K	79.8	18,800～36,900		視	津名
佐野団地101号室	佐野2356番地28	平成9年度	3 L D K	70.3	20,200～39,700	3人以上	EV	津名
南鵜崎団地D棟D34号室	南鵜崎27番地1	平成8年度	2 D K	49.7	19,000～37,300			岩屋
小倉団地103号室	舟木436番地2	平成8年度	2 D K	52.6	16,500～32,500	単身可		北淡
浅野ウイズ団地204号室	浅野神田85番地2	平成9年度	3 D K	61.9	19,300～37,900			北淡
育波団地2号棟303号室	育波1527番地3	平成8年度	3 L D K	67.9	21,400～41,900	3人以上		北淡
拠点ゾーンコミュニティ住宅 香の棟33号室	郡家72番地8	平成10年度	2 D K	52.1	16,500～32,500	単身可	EV・駐	一宮
江井浜団地201号室	江井2670番地1	平成8年度	2 L D K	54.1	16,600～32,600			一宮
山田団地A棟402号室	草香470番地1	平成5年度	3 K	66.2	19,200～37,800		視	一宮
中浜団地304号室	浦783番地	昭和49年度	2 D K	57.9	14,000～27,500	単身可		東浦
大池台団地2号棟402号室	久留麻2606番地1	平成8年度	3 L D K	70.2	23,500～46,100		駐 (第二)	東浦
釜口団地504号室	釜口1314番地1	昭和55年度	4 D K	76.5	20,400～40,200			東浦

※上覧の記号は次のとおりです。

駐…駐車場有 視…地デジ視聴費用個人負担 EV…エレベーター付 シ…シルバー対象

※駐車場有の団地で駐車場を使用する場合は別途料金が必要です。その他の団地では駐車場を整備していませんので、必要な方は各自で民間の駐車場を借りるなどにより確保してください。駐車場スペースについては、各団地ごとに異なりますので、お問い合わせください。

※募集する住戸は新築のような状態ではありません。空室修繕は生活を営む上で支障がある部位のみ行っており、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕内容は異なります。

※「3人以上」と記す住宅は、合計年齢が80歳未満の夫婦の世帯（婚約・内縁関係を含む）も申込みができます。

【入居可能日】

令和7年12月1日（月）

【提出添付書類】

勤務（事業継続）区分		住民票	所得課税 証明書	納 税 証明書	誓約書	在 職 証明書	給与支払 証 明 書	事業収入 申 告 書	その他
給与所得者	現在の勤務先に令和5年12月31日以前に就職し、 引続いて勤務している方	◎	◎	◎	◎	◎			○
	現在の勤務先に令和6年1月1日以降に就職し、 引続いて勤務している方	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
事業所得者	現在の事業を令和5年12月31日以前に開業し、 引続いて営業している方	◎	◎	◎	◎				
	現在の事業を令和6年1月1日以降に開業し、 引続いて営業している方	◎	◎	◎	◎			◎	
現在、無職無収入の方		◎	◎	○	◎				

婚約中の方は双方の該当する書類を提出してください。（◎は必須、○は必要に応じて）

- ・住民票
・所得課税証明書
- ・納税証明書※
- ・誓約書※
・在職証明書※
・給与支払証明書※
- ・事業収入申告書※

入居予定者の「世帯全員の住民票（続柄・本籍記載）」、婚約中の方は双方の世帯全員の住民票
配偶者控除の有無及び扶養親族者数について確認できる内容のもの。学生を除く15歳以上の
方全員の令和7年1月1日現在在住の市役所等で令和6年分の証明を受けてください。無収
入の場合は課税額がない旨の証明書を提出してください（学生であっても、収入がある方に
関しては、必要となります。）。

学生を除く15歳以上の方全員の市税等の滞納がないことを確認するため、所定の様式により
在住の市役所等で証明を受けてください（学生であっても、収入がある方に関しては、必要
となります。）。

本人及び同居者が暴力団員でないことを誓約してください。

現在の勤務先から証明を受けてください。
（現在の勤務先に令和6年1月1日以降に就職し、引き続いて勤務している方）

現在の勤務先から証明を受けてください。
（現在の事業を令和6年1月1日以降に開業し、引き続いて営業している方）

事業所得者であって、事業が請負の仕事をしている場合に提出してください。

- （その他）
下記の該当する場合に提出してください。（申込者の状況によりその他の提出書類が追加となります）
・退職証明書等※
- ・退職予定誓約書※
・婚約証明書※
・公的年金等の源泉徴収書㊟
・生活保護の証明書㊟
・雇用保険受給資格者証㊟
・家賃の支払状況が確認できる書類
・売買契約書㊟
- ・家屋の固定資産評価証明書
- ・戸籍謄本
・個人番号の利用に関する同意書※
- ・パートナーシップ関係の証明書

入居日までに退職を予定されている場合に提出してください。

現在婚約中の方は提出してください。

年金を受給中の場合、年金額の分かる書類を提出してください。

生活保護を受給の方は福祉事務所の発行する証明書を提出してください。

雇用保険受給中の方は資格者証の写しを提出してください。

借家にお住まいの方は、3ヶ月分の家賃の支払いが確認できる書類を提出してください。

現在、持家にお住まいの方は、入居時までに持家を処分できる書類（契約書等）を提出して
ください。

現在、両親等の持家にお住まいの方は、その所有者が分かる証明書を提出してください。ま
た、その所有者が申込理由を記載した申出書（※）を併せて提出してください。

単身の方、母子・父子世帯の方、新婚世帯の方は提出してください。

マイナンバーを記入した同意書を提出頂くことで、住民票及び所得課税証明書の提出が省略
できる場合があります。マイナンバーカード又は通知カードを世帯全員分ご持参ください。

パートナーシップの関係を宣誓されている方は提出してください。

※印の用紙は市役所、各事務所にあります。

【入居決定方法】

書類審査等による入居資格を有する者の決定を行い、応募が複数ある場合は、住宅団地ごとに公開抽
選を実施します。

B【特定公共賃貸住宅の募集】 山田団地B棟・仁井サンハイツ

特定公共賃貸住宅については随時募集しています（詳細は下記までお問い合わせください。）。

【お問い合わせ先】

淡路市役所 都市整備部 都市計画課住宅政策係 ☎0799－64－2533 I P ☎050－7105－5026

お申込は1世帯につき1室しかできません